

3. 総則（開所時間、保育料等）（案）

1. 総則

(1)事業目的

日中に共働きなどで家庭に親がいない小学生児童に対し、授業終了後の生活の場として、児童の健全な育成を図る保育事業を目的とし、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業」に沿った形で運営を行う。小学校に就学している児童で、家庭において保護者の適切な保護育成を受けられない者に対して、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の心身の健全な育成と事故防止を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図る。

(2)管理・運営

ア. 施設の維持管理は大和郡山市とする。

イ. 運営は、大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会（以下「運営協議会」という。）が行い、市は巡回アドバイザーの配置を運営協議会へ委託する。

ウ. 運営協議会は、これまで保護者会で運営されてきた経緯や方法等を基本としつつ、ニーズを把握し、運営に係る保護者の負担を減らしながら効果的に事業目的を達成するため信頼性の確保に努めるとともに、運営費を適切に管理及び支出する。

(3)対象児童及び目標

ア. 小学校1年生から6年生までとする。

異年齢の交流を行うことにより、児童の自立心や協調性などを育む。

大和郡山市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）を必要とするすべての小学校児童の受入に努める。

イ. 児童は、大和郡山市に在住又は在学のいずれかを満たす場合に対象とする。

しかし、事情があって市外から市内の小学校へ通学する児童がいる場合等、クラブを必要とするすべての児童の受入を検討する。

ウ. 保護者が入所を必要とする児童を対象とする。

低学年、ひとり親世帯等の児童を優先とし、また、保護者の就労のみでなく、病気（療養中を含む）、家族の介護などにより、昼間の保育を必要とする場合も対象とする。

エ. 待機児童の発生又は入所できなかった場合の対応について

支援員の不足又は児童一人当たりの専有区画面積（基準値 1.65 m²）を満たさないことにより児童の安全を確保できず、やむなく受入ができなかったクラブがある場合には、新たな支援員の雇用、他のクラブへの斡旋・紹介及び送迎、他のサービスとの併用等による対応を検討する。

(4)定員、必要面積及び職員配置

大和郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大和郡山市条例第 17 号）に従う。

ア. 定員及び分割の目安

① 定員

原則として、一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、概ね 40 人以下とし、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）2 名以上（うち 1 人を除き、補助員の代替可）とする。

② 定員の弾力化

定員を超えた申込みがあり、一時的に、定員超過保育を実施する場合で、かつ施設の規模や支援員による指導に支障がない場合は、弾力的な受入ができるものとする。ただし、継続的に定員を超える場合や将来の入所数が増える見込みの場合で、小学校等の施設を利用することが難しく、他に工夫しても安全性が確保できない場合は、クラブの分割等の措置を大和郡山市へ提言する。

③ 分割の目安

以下のいずれかの条件を満たす場合を分割準備の目安とする。

(a) 1 児童あたりの専用区画の面積が概ね 1.65 m²（畳 1 畳分）より狭い。

(b) 1 支援あたり 40 人を超える児童数

イ. 必要面積

施設（専用の施設又は部屋）は、大和郡山市が小学校区ごとに利用者需要を考慮し、必要な数を設置する。施設内の児童が生活（休息・遊び・学習・食事など）するスペースについては、児童 1 人につき設備部分（玄関、トイレ、台

所、支援員ロッカー、療養スペース）を除いて 1.65 m²（畳 1 畳分）以上の広さを確保するよう努める。

ウ．職員配置

職員数は、児童数や保育の様子・時期を勘案して運営協議会にて協議し、適正配置を行う。また、各クラブに会計等事務員を兼務する正規支援員 1 名ずつの配置に努める。

職員配置基準の目安

一支援あたり						
在籍児童数	正規	臨時	臨時	臨時	1 日適正	臨時
	支援員数	支援員数	補助員数	特別支援加配数	配置数	会計等事務員数
1～20名以下	1	0～1	0～1	都度協議	2	1
21～40名	1	0～1	0～1	都度協議	2	1
41～60名	1	1～2	1～2	都度協議	3	1
61名以上	1	1～2	1～2	都度協議	4	1

※ 1 日適正配置数は、支援員又は支援員 1 名及びその他補助員の組み合わせで、特別支援加配数を除いて常時配置する数。支援員は、会計等事務員を兼務することができる。

(5)開所期間及び時間

ア．期間：4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

イ．開所日数は、年間 250 日以上とする。ただし、クラブ毎に毎年ニーズ調査を行い、ニーズのない場合はこの限りでない。

ウ．開所時間は、保護者の就労などの実態に合わせて延長するよう努めること。

【通常】平日：午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

土曜・長期休暇等授業のない日：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

※早朝・延長保育の開所時間及び正規支援員の勤務時間は別途定める。

エ．児童の受入時間外は、児童を受け入れるための事前準備や職員会議、おたより作成、後片付け、清掃などの準備時間とすること。

オ．閉所日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、夏季（8 月 13 日から 15 日まで）、年末・年始（12 月 29 日から 1 月 4 日まで）

カ．感染症等の発生におけるクラブの対応について

クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童を対象とし

ており、特に小学校低学年の児童は留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意したうえで、原則として開所すること。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則、1日につき8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をすること。なお、クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合で、市から要請があったときは、臨時休業又は医療関係者等優先利用の対象者を定め、規模を縮小したうえで開所すること。

(6)保育料

ア. クラブの円滑な運営を図るため、入所決定を受けた児童の保護者は、運営協議会において口座振替ができるまでの間、下記の額を保育料として、各クラブを通じて運営協議会に納入する。

利用料金：児童1人につき月額6,000円、ただし2人目以降は月額3,000円

運営協議会費：1世帯につき月額300円

保険料：児童1人につき年間800円

※ 運営協議会は毎年度見直しを行い、保育料軽減に努めるものとする。また、長期休暇のみの利用についても、ニーズがあれば検討を行うものとする。

イ. 運営協議会から支給された、お菓子代、消耗品代、イベント代等は、各クラブ責任の下、適正に管理及び支出を行う。

※ [児童1人の場合の月額目安] 6,300円～9,300円

	基本料金 ※お菓子代・行事費含む。	早朝料金 (1ヵ月)	延長料金 (1ヵ月)	早朝・延長料金 (1時間)	協議会費 (1ヵ月)
1・2・3年生	6,000円	1,000円	2,000円	200円	300円
4・5・6年生					

※ 保育料の総額は、運営補助金と同程度となるように設定すること。また、適正な金額となるよう毎年度見直すものとする。

ウ. 中途入退所の場合、当月の所在日数が当月の開所日数の半数未満のときは上記金額の半額を、半数以上のときは上記金額を運営協議会に納入する。

エ. 適正な執行管理

料金の徴収、管理及び支出は、適正な管理者のもと最善の注意を払ったのち

行い、定期的な検査や決算報告など必要な会計ルールを定め、適正で開かれた執行を行うこと。

オ. 資料の保存期間

運営に必要な資料の保存期間は、当該事業の修了年度から5年間とする。

カ. 保育料の減免・免除

次の各号のいずれかに該当する者で、希望する者は、放課後児童クラブ保育料減免申請書を提出することができる。この際、就労による自立支援につながるなど、運営協議会が認める場合は、保育料を半額又は無料にすることができる。

1. 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯
2. 当該年度分の市町村民税非課税世帯
3. ひとり親で、児童扶養手当受給世帯
4. その他（※正当な理由があると認められる場合）

キ. 緊急的な場合の保育料の返還

緊急的な場合で、市の要請により、運営協議会が閉所又は受入制限を決定したときは、利用できない保護者に対し、その日数に応じて日割で保育料を返還又は徴収しないこととすることができる。

(7)入所及び退所

ア 入所を希望する児童の保護者は、放課後児童クラブ申込書に記入のうえ勤務証明書を添えて、当該クラブを通じて、運営協議会に提出する。

イ 運営協議会は、入所申込の結果について保護者に通知する。

ウ 退所時、保護者は、放課後児童クラブ退所届を、当該クラブを通じて運営協議会に提出する。

エ 次の行為を正当な理由もなく行い、かつ是正に従わない場合は、運営協議会の決定により退所させることができる。

保育料を滞らせた場合（全在籍期間の滞納累積3ヶ月間）

滞納発生後は督促を行い、なお、3ヶ月滞納後、4ヶ月目に運営協議会より退所勧告を行うものとする。

ただし、不服申立て先は運営協議会とし、不服申立てができることを周知するとともに、3カ月程度の不服申立て期間を設けるものとする。

(8)入所の遵守事項

ア 児童の健康管理

- ① 法定伝染病又は感染症にかかった児童は回復するまでクラブを休所させること。
- ② 他の児童に対して健康上の影響を及ぼす健康状態の児童には、病気が回復するまで休暇を指示することもあり、保護者はその指示に従うこと。
- ③ その他、当該小学校の処置に準ずるものとする。

イ クラブと保護者の連絡

- ① 健康状態の報告について
児童の健康状態について、配慮等を要する場合は、健康状態報告書を提出すること。
- ② 連絡について
休む場合で事前にわかっているときは、連絡すること。また、児童の日常生活で支援員に対する連絡事項は必ず行い、支援員との連絡を密にしておくこと。
- ③ 緊急時における連絡について
当日になってやむを得ずクラブを休む場合は、必ず電話等で支援員に連絡すること。
また、保育中に健康状態を害した場合は、応急処置をした後、保護者に連絡を行うので、直ちに迎えにくること。
- ④ 保護者が勤務（場所）等の変更があった場合は、直ちに連絡すること。

(9) 緊急の場合（台風・災害等）の取扱い

- ① 午前7時の時点で警報が発令されているときは、午前の放課後児童クラブは閉所する。
- ② 正午の時点で警報が発令されているときは、午後1時からの放課後児童クラブは閉所する。
- ③ クラブ中に警報が発令された場合は、閉所する。
- ④ 台風の進路状況等から警報が発令されると予想される場合又は警報は発令されていないが、通学及び帰宅も含めクラブの実施に係り危険な状況であると運営協議会が認める場合は、クラブを閉所することができる。

(10) 早朝・延長保育

ア 対象・時間

① 早朝・延長保育日及び時間

(a) 保育日 月曜日から土曜日までのクラブ開所日

(b) 保育時間 早朝：土曜日、長期休暇

午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで

延長：平日、土曜日、長期休暇

午後 5 時から午後 7 時まで

※ 土曜日の開所、早朝又は延長について、クラブ毎に毎年ニーズ調査を行い、ニーズのない場合はこの限りでない。

② 対象児童

クラブを利用する児童で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(a) 保護者の勤務・通勤、家族の介護及び保護者の疾病等により早朝又は午後 5 時以後において引き続き保育が必要な児童

(b) 保護者の緊急のやむを得ない理由により早朝又は午後 5 時以後において引き続き保育が必要な児童

③ 必要実施人数

年度当初において、当該クラブの早朝又は延長保育を保護者が希望する場合は、クラブは早朝又は延長保育を実施するものとする。

また、その後の事情により年度途中で早朝又は延長保育を保護者が希望することとなった場合は、運営協議会は支援員体制を速やかに整え、延長保育の実施に努めるものとする。

イ 申込み等

① 申込み

次の（a）及び（b）の利用者は、当該クラブを経由して運営協議会に早朝・延長保育申込書を提出するものとする。

(a) 4 月 1 日から 1 年間の利用希望者

利用を希望する前年度の 2 月初旬頃に行うこと。

(b) 年度途中から利用希望者

利用開始希望日の 5 日前までに行うこと。

(c) 随時の利用希望者

利用希望日当日の午後 4 時までに当該クラブに連絡すること。

② 承諾

運営協議会は、提出された延長保育申込書の内容を速やかに審査し利用の可否の決定を行う。

③ 利用の中止

早朝・延長保育の利用を中止する場合は、保護者は運営協議会に早朝・延長保育中止届を提出すること。

ウ 保育料

早朝・延長保育料

(a) 月を通じて利用する場合は、次のとおりとする。

早朝：児童1人あたり月額1,000円

延長：児童1人あたり月額2,000円

両方：児童1人あたり月額3,000円

ただし、当月の開所日数の半数未満のときにクラブに入所し、早朝・延長保育を利用する場合は上記金額の半額とする。

(b) 随時の利用をする場合は、早朝、延長とも児童1人あたり1回1時間まで200円とし、1時間を超えると400円とする。

① 早朝・延長保育料の支払方法

保育料同様、運営協議会において口座振替ができるまでの間、各クラブにおいて取りまとめ、定められた期日までに運営協議会に納入する。

また、各月の利用の明細については、各クラブで集計を行い、該当月の翌月10日までに運営協議会に報告する。随時の利用についても同様とする。

② 早朝・延長保育料の返還

早朝・延長保育を月極で利用している場合、自己都合により月の途中でやめる場合は早朝・延長保育料は返還しない。ただし、当月の開所日数の半数未満のときにクラブを退所した場合は、早朝・延長保育料の半額を返金する。

また、緊急的な場合で、市の要請により運営協議会が閉所又は受入制限を決定したときは、保育料と同様、利用できない保護者に対し、その日数に応じて日割で返還又は徴収しないこととすることができる。

③ 早朝・延長保育料の減免

総則の(6)カ に準じる

エ 保護者の責務

① 児童の帰宅方法

通常の場合は、集団降所とする。ただし、延長保育の場合は次のとおりとする。

- (a) 保護者の責任下において、保護者又は代理の者が直接クラブへ午後7時までに児童を迎えに行くこと。
- (b) 代理の者が迎えに行く場合は、事前に代理人の氏名等を当該クラブへ連絡すること。
- (c) 保護者又は代理人の迎えが困難な場合は、保護者間での連携等を図り、その代表者が午後7時までに迎えに行くこと。

(11) 学校や幼稚園、保育所、地域などとの連絡調整

大和郡山市、保護者会、支援員、学校、保育園、幼稚園、認定こども園、地域、関係機関と相互に連絡を図るよう努めること。

(別紙)

正規支援員の勤務条件

正規支援員は、放課後児童支援員認定資格を取得しており、主任支援員として常時勤務する者とし、所属するクラブを取りまとめる。

1. 勤務時間は次のとおりとする。

① 代表主任支援員を兼務しない場合

平日 午前10時30分から午後5時まで 実働5.75時間（45分休憩）

土曜・長期休暇 午前8時30分から午後5時まで 実働7.50時間（60分休憩）

② 代表主任支援員を兼務した場合

平日 午前9時から午後5時まで 実働7.00時間（60分休憩）

土曜・長期休暇 午前8時30分から午後5時まで 実働7.50時間（60分休憩）

※ 原則、午前中は運営協議会事務所で、午後からは所属するクラブで勤務する。

ただし、事務局長が必要と認めるときは、終日、運営協議会事務所で勤務するものとする。

非正規支援員の勤務条件

非正規支援員は、放課後児童支援員認定資格を取得しているか、当該年度中に取得予定の者であり、正規支援員を補助する者とする。また、特別支援加配員の勤務条件もこれに従う。

1. 勤務時間は次の範囲内とする。

平日 午後1時30分から午後5時まで 実働3.5時間

土曜・長期休暇 午前8時30分から午後5時まで 実働7.5時間（60分休憩）

早朝 午前7時30分から午前8時30分まで 実働1.0時間

延長 午後5時から午後7時まで 実働2.0時間

補助員の勤務条件

補助員は、正規支援員及び非正規支援員を補助する者で、学生アルバイトやパートがこれに当たる。また、会計専門の事務員の勤務条件もこれに従う。

1. 勤務時間は以下の範囲内とする。

平日 午後1時30分から午後5時まで 実働3.5時間

土曜・長期休暇 午前8時30分から午後5時まで 実働7.5時間（60分休憩）

早朝 午前7時30分から午前8時30分まで（※ 会計等事務員除く。）

延長 午後5時から午後7時まで（※ 会計等事務員除く。）